



2018年5月14日

各 位

会 社 名	株式会社みちのく銀行
代 表 者 名	取締役頭取 高田 邦洋
コード番号	8350 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	経営企画部長 中川原 有祐 (TEL 017-774-1116)

子会社設立に関するお知らせ

当行は、2018年5月14日開催の取締役会において、関係当局の営業許可等を前提に、当行100%出資による債権回収会社(通称:サービサー)の設立を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新設する債権回収会社の概要

会 社 名	みちのく債権回収株式会社 (通称:みちのくサービサー)
本 社 所 在 地	青森県青森市
資 本 金	5億円
出 資 比 率	当行100%
開 業 予 定 日	2018年10月

2. 設立の目的

お客さまの事業ライフサイクルに応じた一貫支援体制の更なる構築とみちのく銀行内の業務効率性を高める観点から、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社を設立するものです。

中小企業者との丁寧且つ真摯な対話とサービサー機能の発揮を通じて、地域経済の活性化に貢献いたします。

3. 主な業務内容

債権の管理・回収業務の受託業務及び買取業務
経営改善・事業再生に関するコンサルティング業務

4. 今後の予定

関係当局への営業許可申請等の手続きを行うとともに、体制整備を進め、2018年10月の開業を目指しております。

5. 業績の見通し

債権回収会社が2019年3月期の当行連結業績に与える影響は軽微であると予想しております。

以上